

「(仮称) 京田辺市行政改革大綱」及び実行計画
策定方針

令和5年2月
京 田 辺 市

「(仮称)京田辺市行政改革大綱」及び実行計画策定方針

1 策定の背景と必要性

行政改革とは、国・地方を通じた厳しい財政状況の中においても、しっかりとした公共サービスを提供していくため、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現するための重要な取組みです。

本市では、これまで3次にわたる行政改革大綱を策定し、「市民と行政とのパートナーシップの構築」等の実現に向けて取組みを進めてきました。

近年、全国的に新型コロナウイルス感染症対策や自治体DXの推進など、行政改革の基本的な姿勢や考え方の転換を求められる外的要因、技術革新が進んでおり、本市においても、コロナ対応、大型事業平準化と公共施設の老朽化対策、DXの推進など、取り巻く環境や社会情勢の著しい変化への対応が求められています。

また、北陸新幹線新駅設置や新名神高速道路の全線開通など、本市の高いポテンシャルを生かした未来への発展要素を見据えたまちづくりを進めていくためにも、持続可能な行財政運営が求められているところです。

取り巻く環境が大きく変化する中でも、行政としてぶれることなく民間等多様な主体との幅広い連携、新技術の活用等による事務の効率化、持続可能な財政構造を構築に取り組み、「第4次京田辺市総合計画」及び「まちづくりプラン」に掲げる施策を着実に進めるためには、行政改革の取組みを更に加速させることが必要です。

2 名称

「(仮称)京田辺市行政改革大綱(令和6年度～令和13年度)」(以下「行革大綱」という。)及び「京田辺市行政改革実行計画(令和6年度～令和9年度)」(以下、「実行計画」という。)

3 行革大綱の概要

(1) 行革大綱の位置づけ

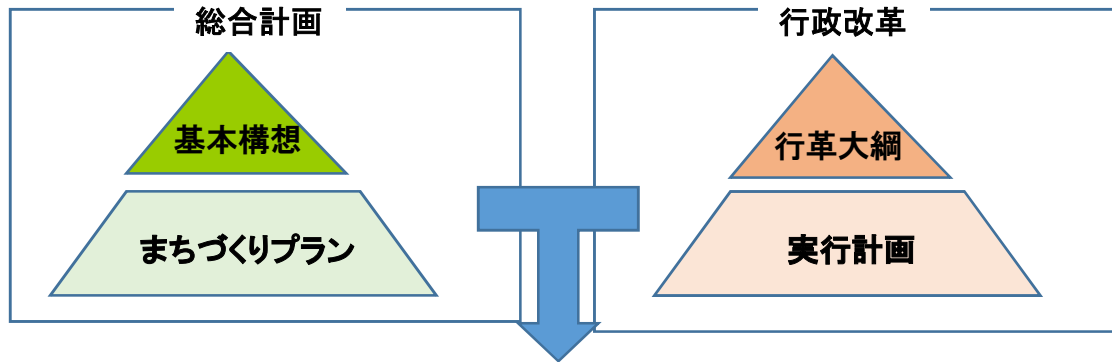
本大綱は、本市のまちづくりの最上位計画である「第4次京田辺市総合計画基本構想」及び「まちづくりプラン」に掲げる施策を着実に進めるために必要不可欠な取組みとして位置づけており、これらを両輪で取り組むことにより目指す都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を図ります。

(2) 行革大綱の構成

行革大綱の構成については、過去の行政改革における取組みの成果や課題

を踏まえて、今後の行政改革を推進するにあたっての「目標」、取組みの柱となる「基本方針」、この方針に基づく「基本施策」等により構成します。

また、大綱の理念を具体化して、各部局において実施する事業と実施時期を明確化するため、実行計画を策定するものとします。



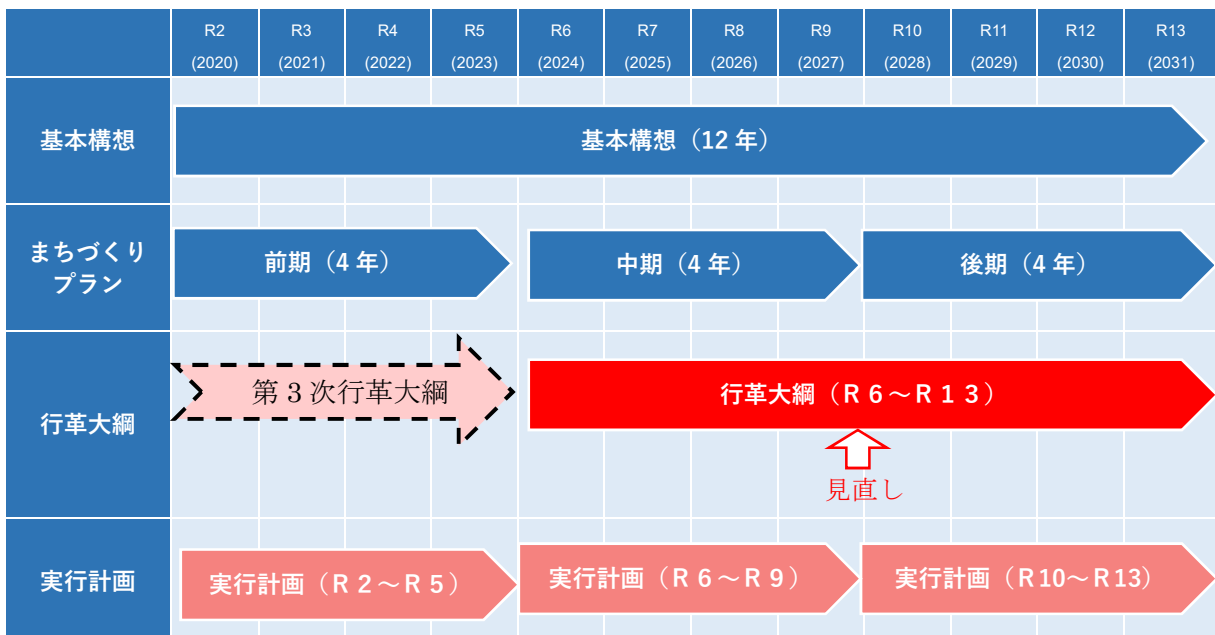
都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現

(3) 計画期間

行革大綱の計画期間は、「第4次京田辺市総合計画基本構想」の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和13年度までの8年間としますが、計画期間の中間年となる令和9年度末において取組み状況の検証を行い、以降の取組み方針等について見直しを行うものとします。

また、実行計画の計画期間については、「第4次京田辺市総合計画まちづくりプラン」の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

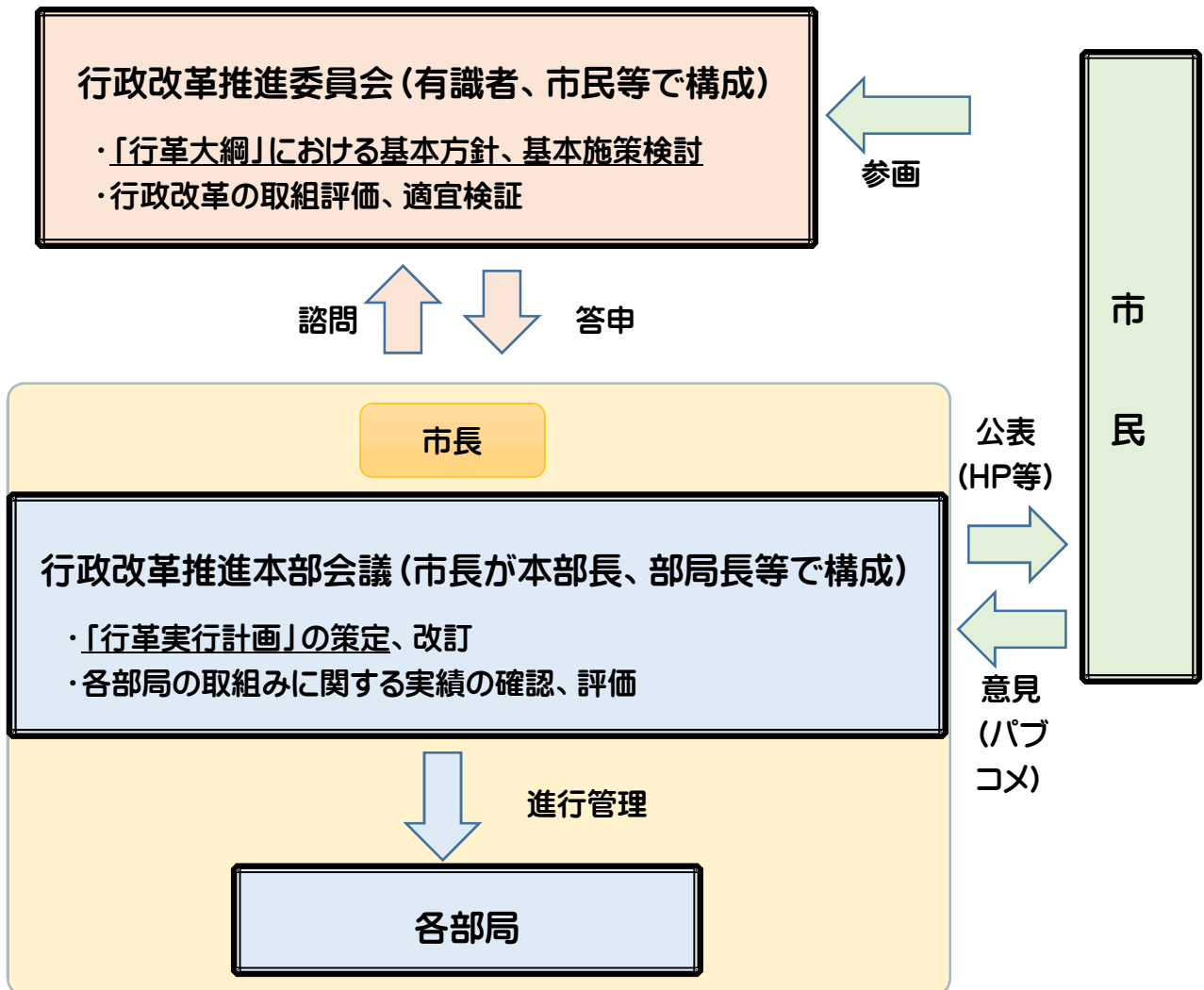
■大綱、実行計画の計画期間



4 推進体制

大綱の策定にあたっては、学識経験者や市民等で構成する「行政改革推進委員会」において基本方針や基本施策等を検討します。また、大綱を着実に推進するため、市長を本部長として部局長等で構成する「行政改革推進本部会議」を中心として、実行計画の進行管理を行い、全庁的な取組みとして行政改革を推進します。

■行政改革の推進体制（イメージ）



5 策定スケジュール

令和5年	5月～	基本方針、基本施策の検討
令和5年	9月～	実行プログラムの検討
令和6年	1月頃	パブリックコメントの実施
令和6年	3月	行革大綱及び実行計画の策定